

京都市上下水道局告示第38号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年2月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 影近設備工業株式会社

(1) 届出業者名等

京都市左京区北白川西町83番地

影近設備工業株式会社

代表取締役 影近義之

(2) 変更事項（代表者の変更）

中村一二三から影近義之に変更

(3) 指定期間

平成19年2月20日から平成22年3月31日まで

2 株式会社醍醐設備

(1) 届出業者名等

京都市伏見区醍醐新町裏町1番地の10

株式会社醍醐設備

代表取締役 森口良寛

(2) 変更事項（代表者の変更）

森口幹雄から森口良寛に変更

(3) 指定期間

平成19年2月20日から平成21年3月31日まで

3 むすび工務店

(1) 届出業者名等

京都市右京区京北上中町城下町37番地8

むすび工務店

川面維紹

(2) 変更事項（営業所の変更）

京都市右京区京北上黒田町川間2番地から京都市右京区京北上中町城下町37番地8に変更

(3) 指定期間

平成19年2月20日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)